

被保険者様へ

JVCケンウッド健康保険組合

被扶養者の認定要件に新たに国内居住要件が追加されます

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律および健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されることに伴い「健康保険の被保険者に扶養されている者（被扶養者）」の認定要件に新たに国内居住要件が追加されます。

ついては、国内居住要件に該当しない被扶養者がいる場合は扶養削除となりますので、下記の内容をご確認のうえ、被扶養者（異動）届と健康保険証を会社人事宛にお送りください。

記

1. 国内居住要件の考え方

改正後の健康保険法第3条第7項に定める「住所」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある人は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

このため、例えば当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。

※医療滞在ビザとロングステイビザによる入国者は、国内に居住していても被扶養者にはなれません。

2. 国内居住要件の例外（海外に居住しているが被扶養者となる人）

日本国内に住所がないとしても、海外に一時的に留学する学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者等については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱われます。

※現在、被扶養者として認定されている人が、令和2年4月1日時点で下記の表の①～⑤に該当するときは、国内居住要件の例外として引き続き被扶養者となります。

例外として認められる事由と添付書類	
例外該当事由	添付書類（4月1日以降の新規申請には必須） 以下のうち、事実確認が出来るいずれかの書類を添付
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者 【具体例】 家族帯同ビザが発行されるもの	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他 就労以外の目的での一時的な海外渡航者 【具体例】 ワーキングホリデー制度を利用して渡航する者、外国において留学する学生に同行する家族等、原則としてビザに有効期限があるもの	査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し

<p>④ 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、②と同等と認められる者</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外赴任中に生まれた被保険者の子供 ・海外赴任中に現地で結婚した配偶者 ・海外赴任中に縁組を結んだ特別養子 	<p>出生や婚姻等を証明する書類等の写し</p>
<p>⑤ ①から④までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者</p> <p>【具体例】</p> <p>留学等の理由で渡航する被扶養者の海外在任中に生まれた子供等</p>	<p>出生や婚姻等を証明する書類等の写し (健保にて個別に判断)</p>

※書類等が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文の添付が必要です。

3. 国外居住の被扶養者（上記①から⑤「例外として認められる事由」に該当しない人）
被扶養者の要件を満たさないこととなりますので、被扶養者（異動）届と健康保険証を添付して令和2年4月1日以降、速やかに会社人事宛にご提出ください。事前の届出も可能です。
※国内居住の要件を満たしておらず、令和2年4月1日以降、被扶養者の削除手続きを行わなかった（もしくは遅れた）場合は、令和2年4月1日まで遡って被扶養者の資格を取り消し、医療機関等での受診に関わる保険給付についても遡って請求させていただきます。
4. 経過措置
国内居住要件により被扶養者でなくなる人が、令和2年4月1日時点で国内の保険医療機関に入院中の場合、入院期間中は引き続き被扶養者となれます。
しかし、退院した日をもって被扶養者資格が削除となりますので、入院期間を証明する書類を添付して、被扶養者（異動）届と健康保険証を会社人事宛にご提出ください。
※入院期間を証明する書類とは、入院申込書や入院診療計画書等で入院期間が明確に記載されているもの
5. 令和2年4月1日以降新たに扶養認定申請をする人
国外居住で国内居住要件の例外に該当する場合は、従来の申請に必要な書類に加えて、上記2.の表を参照のうえ、申請される家族の例外該当事由に応じた添付書類をご用意いただき、会社人事宛にご提出いただくことになります。
6. お問い合わせ先
JVCケンウッド健康保険組合 担当 田川まで
電話 042-646-5244 内線 831-22416

以上